

報告第1号

専決処分報告

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める。

平成28年2月16日提出

芦屋市長 山中 健

記

芦屋市市税条例の一部を改正する条例の制定について

処分理由

申請書への個人番号の記載について、納税義務者の負担を軽減するため、芦屋市市税条例を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため。

専決第5号

芦屋市市税条例の一部を改正する条例の制定について

別紙のように、芦屋市市税条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成27年12月28日

芦屋市長 山 中 健

芦屋市条例第55号

芦屋市市税条例の一部を改正する条例

芦屋市市税条例（昭和59年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第48条第3項第1号中「又は名称，住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあつては，名称，事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第123条第2項第1号中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り，「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め，「個人番号又は」を削る。

附 則

この条例は，平成28年1月1日から施行する。

参 照

芦屋市市税条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

申請書への個人番号の記載について，納税義務者の負担を軽減するため，所要の改正を行ったもの。

2 改正の内容

個人市民税及び特別土地保有税に係る減免申請書の記載事項から個人番号を除くこととした。（第48条及び第123条関係）

3 施行期日

平成28年1月1日